

全国一斉 障害年金



電話法律相談会

2018年12月21日(金)10:00～16:00



0570 - 051 - 221 (12月21日)

(上記及び下記は特設番号です。12月21日以外は御利用いただけませんので御注意ください。)

- ・ナビダイヤルでお近くの弁護士会につながります(※)。
- ・通話料金がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

電話でのご相談が困難な方は、FAXによるご相談も受け付けます。

返信先FAX番号と、ご相談内容等を記載して以下にFAXにて送信ください。

FAX番号：03-3501-8405 (東京での対応となります。)

障害年金は、障がいのある人の生活を支える基本的権利です。

しかし、全国の障がいのある人約937万人のうち障害年金受給者は約211万人に過ぎず(2016年度)、75%以上の方が無年金状態です。また、本年5月以降に明らかになった障害年金の大量支給停止問題など、障がいのある人の生存権が脅かされています。

そのため、日弁連及び各弁護士会として、初めて全国一斉での障害年金の電話相談会を実施することになりました。障害年金に関する一般的な相談や支給停止・支給却下等の事案などにつき、全国各地の弁護士が無料で相談をお受けします(相談料無料・予約不要)。

ご本人だけでなく、ご家族や支援者の方からも相談を受け付けますので、ぜひお気軽に御相談下さい。

主催：各弁護士会・日本弁護士連合会

(※) 弁護士会によっては、電話相談を実施していないことや、実施時間が異なる場合がありますが、その場合は他の地域の弁護士会に繋がるように設定されています。